

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

株式会社ヒラツカ 千葉 雄之 殿

令和 6 年 2 月 15 日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号及び第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第 132 条の 85 第 1 項第 2 号
航空法第 132 条の 86 第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

許可等の期間： 令和 6 年 2 月 29 日から令和 7 年 2 月 28 日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： 千葉雄之、渡辺直人、奈良拓哉、佐藤伸太郎

条 件：

- ・ 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に依りて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・ 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・ 飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。
- ・ 令和 4 年 6 月 20 日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携行すること。

令和 6 年 2 月 29 日

東京航空局長 今井 和哉



無人航空機一覽

No.	製造者名	無人航空機名称	登録記号
1	DJI 社製	MAVIC 2 PRO	JU322670ED74
2	DJI 社製	MAVIC MINI	JU322676A848
3	DJI 社製	AIR 3	JU3242C7B6E0